

て運営されることになった。同十一年（一八七八）五月に内務省・警視本署間に、同年九月に大阪府庁・江戸堀警察本署内に電話が架設されるなど、官用及び警察通信として実用化をみたが、一般公衆通信が開始されたのはその後、一二年を経た同二十三年（一八九〇）十二月十六日（東京―横浜間）のことであった。

その後、日清戦争をはさんで電話拡張事業は一時中断するが、同二十六年（一八九三）三月、大阪市・神戸市に、同三十年（一八九七）五月に京都市、同三十二年（一八九九）には東京と大阪間に長距離市外電話線が完成するなど、日清戦争の勝利によって獲得した巨額の賠償金の一部で、通信機関の整備拡張がはかられることになり、大正元年（一九一三）には全国の主要都市のほとんどが電話交換あるいは通話の取り扱いを開始することになった。

終戦前後、ほとんど疏通能力を喪失した電話回線も昭和二十一年度ではほぼ回復をみている。同二十七年（一九五二）八月一日、日本電信電話公社が創設され、それまで国営であった電信電話事業は電気通信省から公社へ移行した。その後、市外通話の自動即時化がはかれるなどのめざましい躍進をとげることになる。

竹野郵便局の電話通話の開始は、一般公衆電話が東京で開始された明治二十三年（一八九〇）から、三二年を経た、大正十一年（一九二二）八月十六日のことであり、電話交換作業の開始は昭和三年（一九二八）九月二十一日であった。

森本郵便局の電話の通話開始は、昭和五年（一九三〇）二月十一日であり、四二年間交換作業が継続されたが、電話自動化に伴い、同四十七年（一九七二）十月二十五日廃止され、竹野郵便局の電話取扱業務の廃止も同じ日であった。

第二章 竹野の明治後期

第一節 地方自治の確立

(1) 明治憲法下の新村

竹野村・中竹野村・
奥竹野村・三椒村の誕生

明治二十一年（一八八八）町村制公布に伴い、従来の戸長制度が廃止され、町村制に移行するのであるが、さしあたり村そんの名称が必要であった。どうして竹野村・

中竹野村・奥竹野村・三椒村という名称が生まれたかを考察してみたい。

竹野谷の各村は、古来、年代により天領、藩領が何度か交替されていたが、天保七年（一八三六）久美浜代官の支配地となり、翌年には久美浜代官和田主馬により竹野谷の村々は上組・中組・下組に分けられた。

明治二十二年の村制施行にあたり、海岸側から旧郷名をつけて、竹野村、中竹野村、奥竹野村と順次付名したようである。

三椒村は明治二十二年、村そんを構成するおもな村（三原と椒）の一字ずつをとり三椒村とした。しかし、この村名については、奥竹野村に関しては不満のあったことがうかがわれる。次の史料をみてみよう。

建議

一、本村の名、奥竹野村ヲ上竹野村ト改称シ、大正六年四月一日ヨリ実施スル件、奥竹野村会ニ提出セラ

レタキコト。

右、町村制第四十三条及奥竹野村会議規則第三十条ニヨリ建議ス。

大正六年一月十五日

	賛成者	村会議員
全	太田垣九左エ門	富森 裕
全	太田鶴藏	太田垣三良左エ門
全	長統彦左エ門	富田嘉兵衛
全	和多田助五郎	太田垣甚左エ門

奥竹野村長 三輪喜右エ門殿

理由、

本村名「奥竹野村」ニ対スル「奥」ニ就テハ、近ク本郡内ニ於テモ「奥佐津村」、猶ホ隣郡出石郡ニ於テモ、「奥小野」「奥野」等ノ如ク、「奥」字ヲ冠スルモノアルタメ、郵便物送着上、数々間違ヲ生ジ、時日遅延シ、重要事件ノ時ヲ失シ、損害ヲ被ムルモノ甚ダ少カラズ、殊ニ甚ダシキハ官衙ノ發送物ニシテ、出石郡ニ入り居リテ、時日ヲ失シタル例モアリ、猶ホ本村ハ竹野川ノ上流ニアルモ、決シテ奥ニアラズ、此流域ニ沿ヒテ、竹野村・中竹野村アリ、文明・交通ノ發達ニツレテ、当今「上」字ヲ冠スル方最モ至当ノ事ト認ム、且ツ「奥」字ヨリ「上」字ノ方、記述上便宜ニ、時間ト勞力ヲ利スル事多カルベク、詳細ニ亘^{わた}リテ、小理由モ猶少カラザルモ、煩ヲ避ケテ茲ニハ省クコトトナス。是本案ヲ提出スル。

とある。その後の経過は詳^{つまび}かでない。昭和三十年（一九五五）の町村合併まで変更されなかったが、村名変更の意図があつたことをうかがうに十分な史料である。

中竹野村は、南北に細長い村で、新中竹野村誕生間もなく分村問題が起こっている。

明治二十七年

建議

式番議員 吉岡與兵衛

一、中竹野村内、和田・阿金谷・羽入・松本・草飼ノ五ヶ村ヲ分村スルノ手續ヲナス様致度ニ付、茲ニ建議ス。

この建議に対し、竹野村長福田八郎左衛門が仲裁人となり、和解を試みている。教育費の拠出に対し、受益の不平などということが根底にあつた。江戸時代の寺子屋式の教育から近代的公教育となつて、不満が飛出したものである。中竹野村においては、南北の利害の対立はその後も長く尾を引いている。

建議

中竹野村之内草飼村

右、人民等一同拳テ本村会ニ建議ス。

本年八月三十日・三十一日、洪水ノ為、各所ノ堤防破壊ヲ来シ、其修築ヲ要スルニ、費用ノ賦課方法確定ノ爲メ、目下村会開設ノ趣キ然ルニ、其修築費用ハ、即チ制第九拾九条ニ明記アルニ違法ニシテ、前村会ハ、假設計ヲ以テ、全村各地、賦課スルノ議決ヲ為シタル権限ヲ越ヘ、法律ヲ外ニシ、違法モ又甚シト云

ザルヲ不_レ得、又本會議モ修築費用ヲ全村ニ賦課スルノ議按_ヲ發シ、違法ノ議決ヲナシタル上ハ、明治廿六年ノ如ク、葛藤ノ生ズル事必然ナルニ、理事者及議員ハ如何ナル方針ナルカ、我々衆民ノ代表者ニシテ円滑ヲ主トスルモノナレバ、其修築費用ハ關係アル部落關係地ノミニニ負担スベキ様、公明正大ノ議決可_レ有_レ之、茲ニ部落^{あひ}挙テ本村会ニ建議スルモノナリ。

明治二十九年九月廿五日

草飼村人民総代	岡田藤太夫 ^印	和田村	宮垣新九郎 ^印
松本村	吉田定五郎 ^印	芦谷村	仲田徳平 ^印
羽入村	山根弥七 ^印	小丸村	外拾壹名
阿金谷			

村長が 明治十三年（一八八〇）公布された町村会法では、議会の議長は戸長が当たることになっていた。議長となる た。同二十一年（一八八八）公布された町村制では、議長は村長が当たることになっていた。

この制度は、昭和二十一年（一九四六）まで続く。町村では、町村長は議員によつて選挙された。いわゆる間接選挙が行なわれていたのである。国の段階では、権力分立が明瞭に行なわれていたが、町村では厳密に考えていなかったものと思われる。また、考え方によれば、立法と行政とが円満に回転する利点もあった。また、議会と町村長とが大きく意見を異にするという問題もなかったであろう。各村の議事録をみる限り、各人の町村税額の決定が一番大きな仕事であった。したがって、村民たる戸主は何等級かに格付けされ、その等級に属する税額を納める仕組みになっていた。この格付けが、村会のもっとも大きな仕事であった。

第一回 明治二十一年（一八八八）四月十七日、法律第一号として、市制・町村制が公布された。大日

議会の様子

本帝国憲法が同二十二年（一八八九）二月十一日公布され、これに先だつこと十カ月、帝国議

会での混乱を避け早期に成立させた。同十一年（一八七八）公布された郡区町村編成法とともに地方自治制度をつくり、国民が地方自治に馴れ、その後に憲法を公布して憲政の円満な発展を期せうとするものであった。

町村会については、既に同十三年（一八八〇）区町村会法ができていた。しかし、この町村制は、町村会法よりも自治権は強くなっていた。

各村では、市町村制に基づき同二十二年（一八八九）五月から第一回の村会を開いている。

竹野村・中竹野村・奥竹野村のそれぞれの村会をみると、郡長指導の下に行なわれているので、どの村も殆んど同様の仕方である。

まず最初に議員の着席順を決めている。各村の議員と着席順は次の通りである。

竹野村 一番 山本長治郎 二番 増田安右衛門 三番 福田善吉郎 四番 内山栄祐 五番 畑中太平
 六番 根兵甚造 七番 土生田與四郎 八番 福田八郎左衛門 九番 宇谷順三郎 十番 鳴海兵助 十
 一番 織田五平 十二番 永田萬造

指命官吏ニ於テ、議員中年長者内山栄祐ヲシテ議長ニ定ム。

中竹野村 一番 前田小左衛門 二番 橘與兵衛 三番 井垣與三衛門 四番 山本儀左衛門 五番 笠
 浪安太郎 六番 辻三治郎 七番 吉岡與兵衛 八番 谷垣常吉 九番 山本岡右衛門 十番 木瀬貞雄
 十一番 花垣藤四郎 十二番 谷垣長治郎

指名官吏ニ於テ、議員中年長者井垣與三右衛門ヲシテ議長ト定ム。

奥竹野村

奥竹野村で村会が始まるまでに、美合郡河内村外一〇カ村の戸長達富三郎左衛門が新しい議会の準備をしている。第一回奥竹野村村会議員は、富森三治郎・達富忠右エ門・太田垣九左衛門・小林藤助・坂本治郎太夫・坂本勘四郎・大橋三郎右衛門・富森裕・富森久太・三輪喜右衛門・富森弥吉・富田嘉兵衛、以上一二名であり、議長は年長者があたり、議事規則がまず審議されているが、戸長達富三郎左衛門が説明している。

次に、村会細則が議決されているが、奥竹野村のものを掲げておく。各村ともあまり変わらない。

第一条 凡、会議ハ、午前第九時ニ始リ午後第三時ニ終ル。

但、時宜ニヨリ之ヲ伸縮スルハ、議長若クハ議會ノ意見ニ由ルベシ。

第二条 議員着席ノ順序ハ、あらかし豫メ圖ヲ以テ之ヲ定メ其ノ席ニ着クベシ。

第三条 議事ノ始終ハ、議長ノ指揮ニヨリ鳴物ヲ以テ之ヲ報ズ。

第四条 議事申ハ、議員ノ姓名ヲ唱ヘズシテ席次ノ番号ヲ呼ブヘシ。

第五条 議長ニ於テ必要ナラザル論議ヲ為スモノアリト認ムル時ハ、之ヲ制止スル事ヲ得。

第二章 議事

第六条 議事ハ、議案又ハ報告書頒布ノ日ヨリ少クモ一日ヲ隔テ之ヲ開クベシ。

但、至急ヲ要スル時ハ此限りニアラス。

(以下略)

次に村長・助役・収入役・吏員を決定している。竹野村では、村長以下の給料を定めているが、村長は名誉

村長として報酬金月額金七円に決す。助役は六円任期四年、名誉職助役は職務に従事するときに限り弁当料金拾銭を給する、とされていた。

議員選挙の結果名誉職村長に織田五平、名誉職助役には内山栄祐、収入役に福田善吉郎が当選しているが、なお書記についても、議員の選挙が行なわれた。

中竹野村では、「村長の給料は金六円を給する。ただし一カ月毎に報酬するものとする。助役は職務に従事する時に限り、一日金貳拾銭の弁当料を給する」とされていた。村長選挙で花垣総一郎が当選、花垣総一郎は竹野村外一九村戸長役場の用係であった。次に助役の選挙が行なわれ木瀬貞雄当選、収入役には谷垣長治郎が当選。

奥竹野村では、村長給料月額五円、収入役四円五〇銭であった。

町村制は明治二十一年（一八八八）に公布された。当時のわが国は憲法制定と条約改正が国政の二大目標であった。条約改正は日本の法制度が欧米各国と同程度に整備されなければ、欧米

各国は応じてくれなかった。そのためには、国内法を全般にわたって制定・改正しなければならなかった。地方自治もその一環であった。町村制定に当たっては、まず内務大臣山県有朋みずから委員長となり、ドイツのモッセを委員の一人に加えた地方制度編纂委員会をつくり、熱心に討議した。同年に制定されたが、先に述べたように帝国議会に提案されたならば成立が危ぶまれていた。

町村の区域は町村制が施行せられるまでに、全国的に大規模な町村合併を行ない、町村の数を従来の五分の一内外にへらした。

住民と公民はこの町村制のもとでは、村民が住民と公民とに分けられていた。村政に参加する権利があるのは、公民だけであった。また公民は、参加する権利とともに公務に参加する義務も課せられていた。住民は公共の営造物並びに村有財産を共有する権利があるとともに、村の負担を分担する義務を負っていた。

公民であるための三条件は次の通りである。

- 一、二十五歳以上の帝国臣民にして公権を有し、一戸を構える男子たること。
- 二、二年以来、村の住民となり、その村の負担を分任していること。
- 三、その村において地租を納め、若しくは直接国税二円以上納めること。

公民は選挙に参加し、村の名譽職に選挙される権利をもっており、名譽職を担当することは公民の義務であり、疾病その他、法律の定める正当な理由がなければ名譽職を拒辞し、または任期中退職することができない。この規定にそむいたときは、村会の議決をもって三年乃至六年間公民権を停止され、また本来負担すべき村費のほかになお、その八分の一乃至四分の一を増加することができる。

村には、条例制定権があり、村の事務、村民の権利義務に関して定めることができた。また、営造物に対しては規則を設けることができた。

村会議員の定数は、村条例をもって特に増減することができたが、原則は人口千五百人未満は八人、千五百〜五千は一二人、五千〜一万未満は一八人であった。

等級選挙制が採用され町村は二級選挙制が行なわれ、選挙人全部が納める直接町村税を二等分し、多額納税者の属する群を一級選挙人とし、下位に属するものを二級選挙人とする。そして、選挙人ごとに議員定数の二

分の一を選挙する。ただし、いずれの級に属する被選挙人を選挙することも自由である。議員は名誉職で、任期六年で三年ごとに半数を改選する。投票は単記無記名とする。

村会は、村に関する一切の事件並びに従前特に委任された事件を議決できるが、おもなものを挙げれば次のようなものである。

- 一、町村条例および規則を設け、並びに改正すること。
- 二、町村費を以て支弁すべき事業
- 三、歳入・歳出予算
- 四、決算
- 五、手数料・町村税・夫役
- 六、町村有不動産の売買・交換等

執行機関は町村長で、町村には町村長および助役各一名を置かなければならない。町村長・助役は公民中、年齢三十歳以上で選挙権を持つものの中から選挙する。町村長・助役の任期は四年で町村の状況により、有給とすることができる。町村長・助役の選挙は、府県知事の認可を受けなければならない。収入役は、町村長・助役を兼ねることはできない。ただし、収入・支出の少ない町村は、郡長の許可を得て、町村長または助役の事務を兼ねさせることができた。書記その他の附属員は、町村長の推薦により町村会が選任する。使丁は町村長が任用する。区長・委員は町村長の監督に服した。

各 村

明治二十二年（一八八九）町村制施行により、四月十七日、美含郡竹野郷に属していた三一カ

初代村長

村を竹野村・中竹野村・奥竹野村に分割、竹野村役場を竹野字竹岡、中竹野村役場を轟、奥竹

野村役場を河内においた。気多郡に属していた三カ村は三椒村と称し、中村に役場を置いた。六月から各村に村長、助役を置き、機構の大改革が行なわれた。各村の初代村長は次の通りである。

竹野村長 織田五平

中竹野村長 花垣総一郎

奥竹野村長 三輪喜右衛門

三椒村長 芦原正純

次に、初代各村長の概略を記す。

初代竹野村村長織田五平は、弘化二年（一八四五）十二月十二日竹野に生まれる。明治二十二年（一八八九）新しく竹野村が発足すると議会議長に選ばれ、六月一日竹野村長に就任し、同二十四年（一八九二）十月二十日まで在職した。その後、同二十七年（一八九四）二月十九日タカノ郵便取扱所の長となり、同三十六年（一九〇三）一月七日、五十七歳の生涯を閉じた。

初代中竹野村長の花垣総一郎は、天保十三年（一八四二）四月一日阿金谷に生まれた。成長し竹野村外一九カ村戸長役場の御用係となる。戸長は莊野新右衛門であったが、庄屋仲間の中から選ばれて御用係となったと思われる。当時は徴税制度も確立しておらず、住民の反発を受けながらその職務を行なうことは、容易でなかったと思われる。花垣総一郎は、明治二十二年（一八八九）五月二十一日、中竹野村長に就任し、同二十四年（一八九二）三月まで一年十カ月間村長職に在職した。大正二年（一九一三）五月二十二日死亡、七十三歳であった。

初代奥竹野村長三輪喜右衛門は、嘉永二年（一八四九）二月五日桑野本に生まれる。明治二十二年（一八八九）五月十日奥竹野村村長に就任、同二十三年四月五日まで一カ月間村長職に在職した。その後、兵庫県会

議員に当選した。一期目は同二十三年から同二十五年二月まで、二期目は同二十五年二月から同二十七年二月までつとめた。同三十二年（一八九九）十二月二十七日五十歳の生涯を閉じた。県会議員には二期四年つとめた。

初代三椒村長のあしはらますみ葦原正純は、安政二年（一八五五）京都府与謝郡加悦町加悦一〇九七番地成福寺に生まれた。明治九年（一八七六）一月十四日豊岡師範学校第一期変則生として入学、同年三月十一日卒業、同年四月一日気多郡久斗小学校勤務を命ぜられ、同年五月十四日椒小学校へ転勤、同十四年まで同校勤務。同年十一月気多郡水口共存小学校へ転勤、同十六年（一八八三）五月辞職、同年七月椒小学校へ転勤、同十八年十二月辞職、その後、椒村外二村戸長役場に書記として入所、のち、戸長に就任、同二十二年新三椒村誕生と同時に（同年五月）村長に就任し、同二十五年四月まで村長職に在職した。また第五代村長として、同三十一年（一八九八）六月から同三十四年三月まで在職した。同二十五年火災にあう不幸もあった。同三十七年九月死亡、四十九歳の生涯を閉じた。

役場の組織

役場の組織を中竹野村役場についてみることにしたい。明治二十二年（一八八九）五月十日第一回村会を開いている。おもな議題は村会会議細則の議決と村長・助役の人選であった。村長には戸長役場御用係花垣総一郎が当選、助役には木瀬貞雄が当選、両者の報酬をみると村長は六円、助役は職務に従事する日に限り一日金二〇銭の弁当料を給することになっていた（当時の米価は六〇キロが二円である）。

五月二十九日に第二回村会が開かれ、収入役及び書記二名が選ばれた。収入役には谷垣長治郎、書記には井垣泰市郎・安谷幾之助が当選した。収入役は月五円、書記は月四円である。この経過からみると村長・収入役・

書記二名は常勤であるが、助役は非常勤である。使丁は村長が任命でき報酬は月二円五〇銭が給せられた。

役場職員の仕事分担を考えると、村長は外に対しては政治折衝、内にあつては事務の統括をしていたが、村長は議会議長も兼ねていたので好都合であつたと思われる。収入役は金銭の出納はもちろん、役場の三役として村長の相談役でもあつた。また、土木・衛生・勸業の常任委員会があり、この委員会の果たした役割も大きかつたと思われる。しかし、役場が本来的な事務としてもつていた戸籍・学事・兵事・土木・産業・衛生などは二人の書記によって処理された。行政上の需要がすくなかつたとはいへ、今から思うと、二人でよくできたものだと思われる。

(2) 新村の財政

財政状況

自治体としての村が成立し、それぞれの村が、経済的には独力で運営されなければならないことになつた。徳川時代それぞれの藩が独力で運営されていたのと同じ仕組みとなつた。しかし、実際には、それ以上に不利な状況におかれた。明治五年（一八七二）以降は地租が国の重要な財源として国庫に収納されたので、地方自治体としてはこれという財源もなく苦しい財政状況におかれた。その上、村として財政支出をしなければならぬ教育費が大きな負担となつた。国および県の財政が徐々に整備されてくるにつれて、村に対する補助金もわずかながら交付されてきた。よい意味でいえば、十割自治が行なわれていたということもできよう。したがつて村においては、その財源を各個の財産に依存しなければならなかつた。明治十二年（一八八九）各村が発足し村議会が設置されたが、村会議員のもつとも大きな仕事は、各個人から村税をいくら徴収するかということであつた。したがつて各個人の担税能力を細かく調査した。その結果出てきた

ものが等級表である。この等級表は、各村において多少の相違はあるが、二〇階級位に分かれており、だれを何等級に位置づけるかが村会で論議される中心議題であった。この仕組みは、昭和二十五、六年（一九五〇）まで約六十年間続けられた。

その間、道路建設に当たっては郡役所の所管に属し、それぞれの村に対して負担金を賦課している。しかし、村においてもっとも苦しかったのは、教員給与と、役場職員給与であった。特に村長は名誉職であって、原則として無給であった。このような財政状況の中にあつて、村独自の積極的な施策を実施することはほとんどできなかった。このように必要なことの最少限を実施してきた。第二次世界大戦後は、平衡交付金制度が確立して、町村に対し財政的な面倒をみてくれるが、憲法で想定されている地方自治体にはほど遠い。

竹野村の明治二十二年（一八八九）の予算をみると、当時の米価は六〇キロが二円である。歳入決算によると、合計八四三円八〇銭四厘、おもな収入源は、村税戸別割七四九円二四銭二厘、元戸長引継現金四三円七八銭、元戸長役場引継未納収入金三〇円一一銭三厘である。歳出では、決算額総計が七七二円で、一〇〇円以上のおもな支出項目をあげると、書記の給料が一三七円八三銭三厘、雑給・報酬が一〇二円四〇銭、本郡組合費一四八円八六銭である。その決算書からは村長の給料は明示されていないが、収入役には年間四九円五〇銭が支給されている。また、本郡組合費一四八円は、郡経費として相当な負担をしていたことがわかる。行政費用は年を追って膨張していくが、竹野村の明治二十七年（一九〇四）をみると、同二十二年（一八八九）から五年経過しているが、二倍以上になっている。歳入決算額は二一八一円五八銭八厘であり、おもな収入源をあげると、村税一八四八円四五銭八厘、尋常高等小学校授業料収入一一五円三一銭である。歳出では、総額で

二〇一八円六二銭六厘。おもな支出は、役場職員給料四一五円二〇銭、村長一二〇円、書記給料一七二円八〇銭、収入役七二円、使丁五〇円四〇銭である。教育費七二一円七六銭四厘で、その中、給料に六三三円一三銭二厘、本郡組合費一八二円五七銭、竹野漁業組合補助金四〇円を支出している。また、衛生費一四四円六銭九厘は行政サービスの向上を示している。しかし、同二十七年（一八九四）には、日清戦争が起こって物価が上がり米六〇キロが三円六六銭もしており、予算額も額面どおりには受取れず、物価上昇分を差し引いてみなければならぬ。

次に、同じく竹野村の同三十二年（一八九九）の予算をみる。米価は六〇キロが四円。歳入総額九一九二円二六銭であるが、同年には堤防の修繕があり、それに対して補助金五七七五円六六銭八厘があり、村税収入二五五〇円二三銭六厘で、五年前から七〇二円増加している。支出では、浜須井村及び奥須井村堤防修理費に五七七五円六六銭八厘が補助金収入によって支払われている。

次に、同三十七年（一九〇四）竹野村の財政状況をみる。米価六〇キロ当たり四円三六銭。この年には日露戦争が勃発している。歳入決算額三七三〇円二七銭八厘で、おもな財源は村税二五九八円五銭。歳出決算額は三六六九円八八銭六厘。他の年度と比較するために、収入役給をみると月俸九円で、一二カ月分で一〇八円。教育費は、一八六九円五六銭四厘となっている。

第二節 殖産興業の波

(1) 農 業

米 作 り 江戸時代からつづいてきた稲作の作業を列記する。

週間ほど池または小川の水面下に置いて水にひたした。
種粃の浸漬 水稲の種子はよいものを貯蔵しておき、苗代に蒔く前に粃俵か麻袋に入れて、一

苗代 苗代は事前によく腐った堆肥をいれて土を肥やし、八十八夜のころに田面を耕し、水を入れて代かきを行ない、その上に肥料を散布し丹念に平均にならして仕上げた。苗代作りが終わると水をはり、水にひたしておいた種粃の水を切り、苗床に五尺中に足跡をつけながら種粃を蒔き、品種名は木片又はツケ木などに墨で書き、これを立てて印にした。

種粃の播種量は、本田一反（一〇アール）当たり六升〜八升（一〇・九〜一四・五リットル）で、苗代一坪（三・三平方メートル）当たり七合〜八合であった。苗代に播いた粃種は、七日から十日で発芽し、白い根が出るが多くは土の上に横転している。このために二日ほど水を落として横転している芽を上向かせるとともに、幼根が土中に入るように「芽干」を行なった。芽干については雀・烏などの鳥害を防止する必要がある。このため二日ほど干してまた水を入れる作業を苗が二〜三寸（七〜九センチメートル）に伸びるころまでに、三回ほど水を落して日光に当てて健苗に育てるように努めた。

水田の耕起 牛耕のできない山間の湿田などの耕起は、軽い備中鍬で一鍬々々耕して田植への準備を行ない、

普通の乾田では畦あぜの皮むき（前年から草の生えた表土を取り除く）を行なつてから牛で耕した。牛耕は牛に鞍くらを置いて牽引けんいん用の綱をつけ「くの字」形の腕木をつけ、それに鋤すきをつけた。この腕木は鋤の安定した牽引と牛馬が暴走したときに鋤がはずれるためのもので、鋤をつかう人は一本の手綱で牛を操りながら田を鋤き、三往復で約一メートルの畝うねを作つた。

その後、二番鋤（一畝三往復）を行なつた。先に鋤けなかつた畝頭の下部を鋤くため、先の畝頭を畝間にした。二番鋤が終わると畝間に堆肥・蚕沙さんさ・柴草しばなどの元肥を入れて、畝上の大きな土塊つちかたを鋤で打ちくだいた。この作業が終わると鋤割すきわり（畝を両方から一回ずつ鋤いて元肥を完全に埋める）を行ない、田ごしらえを終えたのである。

麦を栽培した水田の荒起しについては、二番鋤・元肥入れ・鋤割など前記の通りに行なつた。

田植え 田鋤・畦塗あぜぬり・代掻しろかき作業は男の仕事であり、苗とり・田植えは、おもに女の仕事であつた。もちろん男も田植えを行なつた。田植えの季節になると村中寄合で井堰いせきの日を定めた。その日が来ると農家から前もつて定められた砂俵すなひらや杭くわなどを持参し、日役に出て井堰工事に従事した。竹野川では江戸時代からの慣例により、鬼神谷橋から下流は川舟運行のために石材などを使った半永久的な井堰は造らず、土俵と杭などを使った井堰であつたと聞く。井堰ができ、水路に水が上がると田に水を入れて、畦つけあぜつけを行ない、馬鋤うまかきで代掻をし田植えを行なつた。

田植えはシユ口縄を植幅に張り、その中で五株ぐらいを目分量で、縦の線だけは後の作業の關係上真つすぐになるように植えた。定規などを使った正條田植えは明治三十四年（一九〇一）ごろから普及し始めたようである。

ある。田植えは、朝早く五時前から夜は七時ごろまで苗取りと植付けをした。田植えが終わると畦には大豆又は小豆を植えた。

村中（集落）の田植えが終了すると、「サナボリ」の日をきめて村中休みとし、酒と自家製の料理を持ち寄り、田植の無事終了と豊作を祈願した。

田植えが終わると、中耕除草までは一日一回田の水見をした。

中耕除草 苗がねづき、分けつを始めるころになると、田打鋤（軽い備中鋤）で田打ちを行ない、表土を反転して軟かにしてから三、四回除草をした。一番草から三番草までは水中で株間の表土をかきむしるようになってまぜかえし、水中の雑草を水の表面に浮かせて枯死させた。四回目の除草は「止め草」といって雑草をつかんで株間の泥に埋め込んだ。

稲刈り 稲刈りは鎌で行ない、二握りを一把とし、八把を一束と称した。刈り取った稲は稲架場いなきに運びそこに掛けて乾燥した。稲架は日照と風通しの良い場所に縦穴を掘り、その中に約四、五メートルの柱を約二メートル間隔に立て、それに竹竿などを結びつけた横竿は地上一メートルぐらいのものを一段とし、それから上の間隔は三〇センチメートルぐらいにし、立竿の長さにより八段または九段にし、突風などで稲架が倒れないように支柱を設け、立柱の上部で支柱を結びつけた。

稲架の木や竹を結びつけるためには、藤の地下茎又は山ブドウの蔓なども良く、葛くわの蔓も使った。高い稲架に稲束をかけるのには下から三段ぐらいは一人でかけることができるが、それ以上になると一人が稲架に登り他の一人が稲束を一把ずつ放り上げ、それを上の者が受け取ってかけた。この稲は稲架で二週間以上

乾燥させた。

脱穀調整 稲藁や粃が乾燥すると稲架から下し、稲藁で作ったツガイで束ねて家に搬入し、千歯せんばを使って脱穀した。この脱穀作業は夜なべ仕事であり、雨降りの日の仕事でもあった。脱穀を終わった稲藁は、牛の飼料または牛舎の敷藁および縄・筵むしろなどの材料にした。

粃ふるいは篩ふるいにかけて大きな藁ゴミと粃を分け、唐箕とうみを使って粃とゴミを分けたあと、田白とうみを使って粃穀をはがし、唐箕などによる風選と千石とみし筵とみしによつて玄米と粃や粃穀を分け、さらに千石筵または万石筵などにかけて穀粒を選別した。米は俵に入れて貯蔵し運搬された。俵は稲藁を打つて細縄を作り、俵編台はしを使って稲藁を細縄で編んで筒状にした俵は内俵と外俵の二重とし、底部には稲藁で編んだ円形のサン俵はしを置いて結び合せ、米を四斗（六〇キロ）入れて上部にもサン俵を置いて結び、これを縄で縛つて完成させた。

苗代の改良

明治二十九年（一八九六）三月に成立した「害虫駆除予防法」によつて、田畑の耕作者は県知事の命にしたがつて害虫駆除を行なうことが義務づけられ、これに応じない者は処罰されることになり、このために村長の指示により、畦畔の焼却、苗代の螟虫めい駆除などが行なわれた。

苗代の改良については、同三十四年（一九〇二）十月、城崎郡農会長（郡長）より害虫予防駆除と健苗育成のために、大字を区域とする「共同苗代設置手続」の要領によつて、各村落は共同苗代組合をつくつた。そして共同苗代規約に準じて規約をつくり、郡農会が指示した「稲作改良及害虫駆除予防施行方法」によつて、苗代の改良と害虫防除を行なうことを決めた（区文書）。

同四十年（一九〇七）兵庫県は県令第三八号をもつて、十二カ条からなる水稻共同苗代設置規則（四十年八

月十五日施行)を公布し、共同苗代を推進させ稲の害虫防除を進めてきたが、これを一層強力に推進するために、同四十一年(一九〇八)四月三十日、害虫駆除予防法第三条により、「稲田畑における稲螟めいちょう虫及浮塵うじん子虫の駆除予防法」を県令第三十五号で公布した。この命令に違反した者は罰せられることになった。

このようにして県の強力な指導によって共同苗代はつくられたが、実際に管理の共同化を行なったものはすくなくかつた。これは、集団苗代であり、一般にも不評であったので、県会でも取り上げられて、明治四十四年(一九一三)一月に罰則規定が削除された。こうして共同苗代はその後急速に衰退した。

(2) 農談会から農会へ

農談会

農事の改良をすすめる目的で、豪農や老農とよばれる優れた農業指導者を中心に、農談会や種子の交換などが行なわれるようになった。

明治十八年(一八八五)五月十八日から三日間にわたって、美含・城崎郡内各町村連合農談会が豊岡で開催された。この会には、久保田郡長・郡書記・兵庫県勸業課員・両郡内の勸業世話掛と篤志会員三〇人が出席し、桑の改良・養蚕・絹糸の改良・馬鈴薯・葡萄・オリブの繁殖・造林法などが論ぜられ、また郡書記から城崎郡試植場の実況報告として藁苔(なたね)および六角麦の黒穂病についての説明などがあつた(『農談会』要録)。

勸業会

『但馬史5』によると、「明治十八年七月十七日に『勸業会準則』が公布されて、それまでに設立されていた農談会や商業会など農工商に関する組織は、すべて勸業会の名称のもとに統一され、勸業会員は各村(現・大字)の村会議員の中から二名ずつが選ばれて、この人たちが集まり、農区(戸長役場管轄区域)勸業会を構成し、さらに農区勸業会員の中から二、三人が選ばれて郡勸業会員となつた。こ

の中には農区の勸業世話係一名が含まれねばならなかった」とある。

新村誕生後の勸業会 明治二十二年（一八八九）町村制が施行され、竹野川流域には竹野・中竹野・奥竹野・三椒の四カ村が誕生したことにより、これまで農区単位の勸業会は町村単位の勸業会になった。当時の『村会議事録』によると、勸業会運営のために補助金を支出するようになったのは、同二十六年（一八九三）からで、中竹野村が最初であり、次年度からは勸業会と養蚕組合に補助金を支出している。

竹野村では同二十七年に漁業組合に補助金を支出し、次年度には勸業会と漁業組合に補助金を支出、その後も村財政の許す年には補助金を支出した記録がある。同三十一年（一八九八）、竹野村は三月に勸業会規則を成議してからは、予算書の「勸業会補助金」を「勸業会費」に改めている。

村農会の設置 「明治三十三年六月法律第一〇三号をもって『農会法』の公布を見るや、郡長は書記、技術員などを督励して該法の趣旨普及に努め、農会設立の気運促進に盡す所あり。其の年、十三箇町

村の農会設立を見、続いて設立するもの多く遂に郡内殆んど設立を見ざる所無き現況に至れり」と『城崎郡役所所事績録』に記してある。城崎郡農会は、同三十四年二月に設立し、事務所は豊岡町豊田町にある城崎郡役所内に置き、郡農会長は郡長が兼務し、事務は郡の勸業主任が担当した。

竹野村・中竹野村の農会は、同三十四年（一九〇一）に、奥竹野村農会は同三十五年（一九〇二）四月に設立した記録はあるが、三椒村の農会もこのころに設立されたと考えられる。いずれも村農会事務所は村役場内に置き、農会長は村長が兼務し、事務は役場職員が担当した。

村農会は、農業改良をはかる目的で設立されたもので、郡農会の指導と援助により、米麦作・養蚕・畜産な

どの講習会を開いたり、共同苗代の指導・養蚕教師の招へい・但馬牛の種付事業などを行なった。

(3) 養蚕と畜産

竹野川の流域では、古くから養蚕と生糸の生産が行なわれていた。

養蚕業 明治三年(一八七〇)『須野谷村産物報告書控』(須野谷・富森担蔵、現住・豊岡市)には、「生糸二十五、六把」表67の記録がある。

明治初年ごろ、養蚕に用いた桑は立通しの桑樹で、桑扱くわには梯子はしごなどを使って木に登り、カゴに集めて蚕室に持帰り、蚕に与えた。飼育には暖房を使わず、自然の温度にまかせて家の床一面にコモ(稲藁で編んだ敷物)を使った蚕座をつくり、この上で蚕を飼育した平飼方法であり、蚕種については収穫した繭の中から、型や光沢の良いものを選んでこれを羽化させ、和紙で作った種紙の上に紙の輪を作って置き、その中に羽化した雌雄の蛾を入れて卵を産ませた自給の蚕種を使う比率が高かったという。

また生産した繭については『奥竹野村勢調査書』によると「明治三十年ごろまでは、産繭の全部は各戸自ら糸に製し、また自家製糸ならざる分といえども、地元の製糸家の手により製糸せられ、しこ而して糸にして売却されたるものにして、その生繭量もわずかのものであったが、明治三十一年においては生繭量二千百余貫を生産するに至り、生繭のまま売却するよう

表67 明治3年須野谷村の状況と産物報告

村高	44石4斗8升2合		
戸数	19戸 (内、酒造家1軒)		
人員	115人		
米	約 50石	栃、栗峯の實	10 石
麦	約 30石	中 紙	6 荷
粟	約 20石	麻 苧	約30 貫
稗	約 8石	生 糸	25.6把
大豆	11石	犢 牛	7 疋
小豆	11石		
蕎麦	10石		

になり云々」と記している。

養蚕技術の 明治二十四年（二八九二）「兵庫県蚕業取締規則」の公
改 良 布によって、養蚕・蚕種製造・機械製糸・座繰製糸の四

業種別に同業組合が組織された。

養蚕組合は新行政村を単位に美含郡役所の指導のもとに結成し、他地域で好評の温暖育と、蚕座面積拡張のために行なう棚飼と、刈桑の普及を行なって、養蚕農家の増加と一戸当たりの飼育数量の増加に努めた。

竹野川流域の四カ村の中で養蚕組合育成のために、最初に補助金を支出したのは中竹野村であった。『中竹野村議事録』によると、明治二十七年（一八九四）から補助金の支出が始まり、同三十二年（一八九九）

には城崎郡役所から、養蚕技術改良のために補助金六〇円の交付を受け、養蚕教師を聘用し、養蚕技術（刈桑畑の管理・催青（蚕卵の人工ふ化）・掃立・稚蚕飼育の共同化・蚕室内の温度および湿度の管理・給桑管理・上簇など）指導を担当させ、村費一五円を支出、同三十六年（一九〇三）にも村内の定尾外三名から六〇円の寄附金を受け、養蚕教師を招き、一二〇円を支出した。

奥竹野村にあっては、村内十二カ村（大正六年までは村落を村と呼称

表68 奥竹野村繭生産量

（『奥竹野村事務報告書』）

年度と総戸数	春夏別	飼育戸数	掃立枚数	上 繭	玉 繭	屑 繭
明治35年 343戸	春蚕	330 戸	310 枚	28.0 石 (1石に付34円)	5.0 石 (1石に付10円)	5.0 石 (1石に付2円)
	夏蚕	52	20	10.0 (1石に付32円)	2.0 (1石に付10円)	3.0 (1石に付50銭)
明治43年 365戸	春蚕	290	1303	397.0 (1石に付40円)	4.9 (1石に付14円)	3.0 (1石に付10円)
	夏蚕	20		0.6 (1石に付37円)		

備考 繭1石は10貫匁(37.5キログラム)

した)の内六カ村の養蚕組合員が、明治四十三年(一九一〇)共同稚蚕飼育所三カ所の補助金を郡役所を通して受け、共同稚蚕飼育所三カ所を設置し、六カ村で養蚕教師を招き、技術指導を受けた(『奥竹野村産業報告』(書『議事録』録録))。

夏蚕の飼育 夏蚕なつこの飼育について『奥竹野村事務報告書』には次のように記している。

「夏蚕は残桑の生じる歳において飼育せるものなるも明治三十五年残桑甚だしきにより、一躍夏蚕五十二戸飼育せるもの生じ、爾後秋蚕と共に規律的に飼育なすもの有るに至れり」と。

牛の飼育

牛は古来から農家においては農耕上の力役として飼育したもので、『須野谷村産物報告書控』(同・前掲)には子牛七疋の記録がある。この数値から見ると、竹野川流域の村々には相当数の牛が飼育されていたと考えられる。しかし、竹野川流域の村々で飼育した牛は雌牛が多く雄牛は種付用として飼育し、その数は極めてすくなかったようである。

雌牛は従順で体軀強健よく農耕の力役に耐え、粗食に馴れて疾病に侵かされることがすくなく、美肉なので特徴とした純粋の和種で、農家は住家の中に厩うまやを設け、家族同様にかわいがり、子牛の生まれることを喜んだ。子牛は七カ月ほど親牛とともに飼育すると博勞びやくろう(牛馬の売買人)に買い取られて、泉州(大阪府)・紀州(和歌山県)を主とし、江州(滋賀県)・丹州(京都府、兵庫県)・因州(鳥取県)地方に売られた。明治四十二年(一九〇九)からは子牛のせり売事業が始まり、三重県・愛知県を加えてその需要を一層高めたと『城崎郡役所事績録』には記されている。

牛の飼育数 竹野川流域の村落には農耕用として多くの牛を飼育したのであるが、記録はすくなく『奥竹野村事務報告書』の中の飼育状況は表69の通りである。

表69 奥竹野村和牛飼育状況

(奥竹野村事務報告書)

年度	総戸数	農家数	牛飼育戸数	牛の数(牝)	牝生産数	
					牝	牡
明治三十五年	三四三戸	三三七戸	一五一戸	一五一頭	四〇頭	八二頭
明治四十三年	三六五	三三六	一七七	一七七	四八	三三一

博 勞

牛馬の善悪を鑑定し、傷病治療にくわしく、これらを売買周旋する人を博勞といったが、のちにはその傷病治療は獣医が行なうようになった。

また畜牛の周旋取引は、同四十二年(一九〇九)畜牛組合が子牛のせり売事業を始めたことにより、畜牛売買の弊害は改められたが、親牛の売買は家畜商に依存する農家が多くなった。

畜牛の 但馬の優良牛を生産するために明治二十年(一八八七)から郡役所の指導により、城崎・美含改良 郡町村組合は組合費で、種牛業者の優良種牛購入費に対して補助の制を実施したが、同二十九

年(一八九六)四月一日、この補助制は廃止された。その後は優良種牛購入補助金は村費で支出したことが、竹野・中竹野・奥竹野村予算・決算書に記されている。その後、同三十五年(一九〇二)から郡役所の指導を受けて町村または農会が種付事業を行なうようになった。

同三十六年(一九〇三)郡内の産牛農家が城崎郡産牛組合をつくり、同四十二年(一九〇九)からは、この産牛組合が種牡牛を統一し、組合の優良牡牛で種付けを行なうようになった。

(4) 林業

林業

竹野川流域の四カ村の山林面積は九一・二九平方キロメートルで、総面積の約八八パーセントを占めている。我々の先祖は山を愛し、山の木を使って住家を造り、栗・栃・椎の実を拾って食糧の足しとし、また食物の煮炊と冬期の暖房には欠くことのできない薪炭をつくり、和紙の原料として楮や雁皮がくを採取して冬季の内職うちわざとしたり、焼畑をつくり蕎麦・粟・小豆・大根・菜種を栽培するなど、山の恵みを受けて生活してきたのであった。

人工造林 杉・桧などの植林を始めるようになった年代は明らかでないが、村当局が人工造林を奨励して補助金を支出したのは、奥竹野村が初めて明治三十七年（一九〇四）からであった。

『奥竹野村議事録』によると同年から大正元年（一九一二）までの長期にわたって、毎年杉・桧の植林を奨励して苗木の代金を補助した。その植林面積は、部落事業植林五八町歩と奥竹野村基本財産植林の面積四二町四反を合計すると百町歩余（約百ヘクタール）になる。

この植林事業は村民の造林意欲を刺激し、明治四十四年（一九一一）の山林焼畑火入願いは、六八人から七町五反の願書と、焼畑届は五二人から四町二反四畝の届出があった（『奥竹野村事務報告書』）。

植林の方法 植林の方法については、山の草木を切り倒した跡地に杉・桧の苗木を植付ける方法と、昔から行なってきた焼畑に植付けた方法があるが、植付け後の管理が容易な焼畑方式の植林が明治年代には多くなされたようである。

木材の川出し 明治年代の木材搬出については道路事情が悪く、主幹道路の幅員は一問半（約二・七メートル）

ぐらいで、狭く曲がりくねった道であった（中竹野小学校から小丸に通じる竹野川右岸道路にその跡をみるこ
とができる）。

このために長尺の木材を車で運搬することは困難で、奥地から木材を竹野村に搬出するために川出しが行な
われた。木材の川出しは、年中行なうものでなく、稲作のための堰関係と木材の伐採時期の關係で冬から早春
にかけて行なわれたが、道路事情が良くなった大正年代になって、木材の川出しは無くなったとき。

(5) 漁業

竹野地域の 竹野村の沿海漁業は、日本海に面した竹野・田久日・宇日・切浜・浜須井の五カ村の人々を中
漁 村 心に営まれてきた。竹野は戸数三百数十戸があった村で、当初は廻船業で繁栄し、耕地はすく
なく職業構成は雑多で、漁村の特色をもっていた。また田久日・宇日・切浜・浜須井は田畑はすくなく、漁業
を主とする半漁半農村であった。

漁業 交通不便な竹野地域の漁業者は湾内で海藻を採り、極く近海で一本釣りまたは磯見漁や海岸の魚貝類
を漁獲していたが、明治初年ごろには地曳網により小鯛・鯖・鱈・まるごなどを漁獲し、次いで手繰網という
底引網漁法も考案されて、大型漁船で沖に出漁するようになったという。

明治十九年（一八八六）の竹野地域の漁業概況（表70）・漁船の保有数（表71）・漁具の保有数（表72）およ
び、当時の新造漁船の用材ならびに費用（表73）は『柴山港漁業協同組合史』『宇日村漁業慣行調査表』によ
ると次の通りである。

表70 明治19年(1886) 竹野地域の漁業概況

(美含郡21ヶ村漁業概況調書中) (『柴山港漁業協同組合史』)

項目	村名 単位	田久日村	宇日村	竹野村	切浜村	浜須井村	計
		漁民	人	54	45	114	40
漁船	艘	54	44	55	29	12	194
曳網類	量		1	5	2	3	11
刺網類	〃	25	20	7	3		55
繰網類	〃				2	1	3
敷網類	〃	18	1	10	1		30
旋網類	〃				6		6
抄網類	〃	15		15	15	8	53
手釣類	本	159	139	263	72	38	671
縄釣類	桶	38	20	10	9	20	97
叉釣類	挺	106	132	549	93	37	917
挾振類	〃	25	15	3	2	1	46

表71 明治19年(1886) 竹野地域の漁船

(『柴山港漁業協同組合史』)

漁船	村名	田久日村	宇日村	竹野村	切浜村	浜須井村
二間(3.63m)漁船		38 ^艘	34 ^艘	30 ^艘	14 ^艘	5 ^艘
三間(5.45m)漁船		14	9	25	15	6
四間(7.29m)漁船						
五間(9.09m)漁船		2	1			1
合計		54	44	55	29	12

第二節 殖産興業の波

表72 明治19年(1886)竹野地域漁具保有量調査
 (美含郡21ヶ村漁具保有量調査中) (『柴山港漁業協同組合史』による)

漁業名称	村名		田 久 日 村	宇 日 村	竹 野 村	切 浜 村	浜 須 井 村
	単位	量					
い わ し 地 曳 網	量			1	5	2	3
い わ し 掛 網	ヶ	25	20		5	2	
い わ し、タカリサシダモ網	ヶ	15			15	15	8
あじ、いか、はまち、ほら、アド網	ヶ	1					
ち ゆ う こ う 網	ヶ	15			5	1	
さ ば、あじ 菅 灯 網	ヶ	2	1	1			
め ば る 掛 網	ヶ			2	1		
す ず き タ タ キ 網	ヶ				6		
大口魚、ます、あじ、はまち、いか落網	ヶ			1			
大 口 魚 網	ヶ			3			
か れ い、か に 手 繰 網	ヶ				2	1	
い か 釣	本	54	45	120	15	12	
は ま ち 釣	ヶ				1		
か つ お 釣	ヶ	20	30	10	13	8	
た こ 釣 (別 名 た こ 引)	ヶ				50	1	
く ろ だ い 釣	ヶ				10	3	
く じ、た い 釣	ヶ				3	1	
さ ば 釣	ヶ	40	45	30	15	12	
さ わ ら、ぶ り 釣	ヶ	5	10	10	5	2	
さ わ ら 釣	ヶ				3	1	
し い ら 釣	ヶ	10	4				
ひ こ や 釣	ヶ	10	5	15	5	3	
ど こ う、め ば る 釣	ヶ	20		15	10		
た い 延 縄	桶	28	20	10	9	20	
か れ い、か に 延 縄	ヶ	10					
か れ い、赤 え い 突 ヤ ス	本		2	2	2	1	
あ わ び 突 ヤ ス	ヶ	15	13	7	3	1	
さ ざ え 突 ヤ ス	ヶ		7	7	2	2	
て ん ぐ さ 突	ヶ	25	15	3	2	1	
わかめ、あらめ採鎌及モツリ	挺	42	30	130	40	30	
う み ぞ う め ん 鎌	ヶ	4		3	1		
の り 採 鎌 類	ヶ	45	80	400	45	3	

表73 明治十九年（二八八六）漁船の用材と新造費

二間漁船（カンコ）（使用約十年） 船体並ニ船底ハ杉、艀腕ハ椎、艀尾 ^ハ 、艀臍 ^ハ ハ樫。 新造費 七円五〇銭 内訳船体製造六円七五銭 艀一丁五〇銭、樺一丁二五銭	三間二尺漁船（サンパ）（使用約八年） 船体並ニ船底ハ杉、床ハ松、ハナキ及船梁ハ槻 ^ヲ ヲ用 新造費 一九円八一銭五厘 内訳 船体製造二六円、櫓槽 ^一 丁 一円五〇銭、脇槽 ^一 丁五〇銭、楫 ^一 丁五〇銭、樺 ^一 丁一五銭、帆 ^一 五銭、帆 ^一 ゴザ七枚七〇銭、柱一本一五銭、ミナワ（麻三五〇匁）三一銭五厘。	五間三寸漁船（中船）（使用約八年） 船体並ニ船底ハ杉、床ハ松、ハナキ及船梁ハ槻 ^ヲ ヲ用。 新造費 五二円二〇銭 内訳 船体製造三五円、櫓槽 ^一 二丁三円五〇銭、脇槽 ^一 四丁五円、樺 ^一 丁一円、楫 ^一 丁二円、帆 ^一 ゴザ二〇枚三円、柱三本一円一〇銭、ミナワ二貫匁一円六〇銭。
---	--	--

漁獲物の販売 明治十九年（二八八六）の『宇日村漁業慣行調査表』の中の「販売ノ仕方」には、次のように記してある。

捕獲セシ魚介・苔藻ハ、直ニ城崎郡豊岡市場ニ速輸シ即金ヲ以テ取引ス、但シ、其際仲買商ニ於テハ、該金高ノ内ヨリ凡一割余ノ手数料ヲ出スト雖、時々異動ヲ生シ、手数料変スル事モアル可シ。
出買ト称スルモノアリ、漁舟ニ打乗り、沖合所在ノ漁者ニ就キ之ヲ買取ルモノニシテ、取引ハ概ネ即金

（『宇日漁業慣行調査表』による）

デアルガ、漁獲物ニ依リ数十日ヲ経タル後チ、精算ヲナス事モアルベシ、最モ多額ノ捕魚スル時ハ、本村仲買商並ニ小売商ニ売渡シ、豊岡市場へ輸送シ販売スル事アリ、故ニ出買ニ売ルモノハ、僅ニ捕獲物ノ十分ノ二ニ過ギズ。

あど網 明治二十三年（一八九〇）竹野村の伊藤与四郎が考案し設置した定置漁法の落網で、毎年フグの大漁が続き、網主の年収の三分の一ぐらいいはこの魚によつていたという。毎年五・六月の最盛期には一日に数百貫の漁獲もめずらしくなかつた。しかし同三十五年（一九〇二）ごろから回遊が減り、同三十七年（一九〇四）以降は漁獲が皆無になつた（伊垣甚四郎『竹野浜漁』（業組合創立と沿革史））。

地曳網 明治十九年（一八八六）鰯地曳網は、宇日村に一畳、竹野村に五畳、切浜村に二畳、浜須井村に三畳を保有していた（『柴山港漁業』（協同組合史））。

地曳網による小鰯漁は、毎年五月ごろが最盛期で、大漁のときは数千貫の漁獲があり、村中の男女が総がかりで徹夜で煮干の製造に従事し、処理できない鰯は肥料用として浜で砂干いわし「ホシカ」に製造した。竹野浜を取りまく山には魚見場が四カ所（西山・東山・青井・かしら）設置され、地曳網も同三十七年（一九〇四）ごろには七統あつたので、砂浜を網元七戸に割当てて「ホシカ」干場に使用した。各網元は漁期中は小鰯の外いわし・鱈きば・鱒あじなどの大群も地曳網で大漁した（伊垣甚四郎『竹野浜漁』（業組合創立と沿革史））。

漁船 一番小さい「カンコ舟」は、長さ二間（三・六メートル）ぐらいの一人乗船で、採藻（ワカメ・テングサ・アラメ）、採貝・鯖釣り・イカ釣りなどに使用し、三間（五・四メートル）漁船は「サンパ」または「小テグリ船」といい三人乗りであり、五間（九・〇メートル）漁船は「中船」または「中テグリ船」といい、四

人乗りで沖漁に使われた。

漁場 当時地先から一里を沖境とし、村境までを村（村落）専用漁場とした。沖境より遠くは入会漁場とい
い各村の船が出漁し、いか釣り・鯖釣り・手繰網・延縄漁などが行なわれた。また遠い沖合の漁場に出漁する
船は、午前三時ごろから吹き降ろす風「地嵐」を帆に受けて夜明け前に出漁し、午前十一時ごろ沖から陸地に
向けて吹く海風を受けて帰港したといわれている。

漁業組合 明治十九年（一八八六）農商務省令「漁業組合準則」に基づいて「兵庫県漁業組合準則」が同
の設立 二十一年につくられた。

城崎・美含郡役所の指導によって、同二十六年（一八九三）三月ごろに任意の竹野浜漁業組合を設立した。
同年七月二十日美含郡内の三漁業組合（竹野・口佐津・香住）の代表者は、隣村の漁業者との漁場縄張り争い、
磯漁と地曳網または手繰網業者間のトラブル解決、漁業改良発展などの共通目的推進のために、連合会の設置
が望まれて口佐津村に集まり、三村連合漁業組合規約を採択して発足した。この連合会発足に当たって、美含
郡役所は漁業改良と三村連合漁業組合育成のために、漁業組合補助規程をつくり助成を行なった。

同二十七年には、港村・竹野村・口佐津村・香住村・浜坂町・西浜村の水産組合は、兵庫県北部水産組合連
合会創立準備の総代会を開き、兵庫県知事の認可を受けて、翌二十八年に発足したが、同三十四年（一九〇一）、
「漁業法」が公布されたことよって解消した。

同年四月「漁業法」が公布され、七月一日から施行された。この漁業法の施行に伴って、同三十六年（一九
〇三）一月二十六日竹野村を区域とする、竹野浜漁業組合は発足し、組合長には時の村長福田八郎左衛門を選

出、事務所を竹野村役場に置いた。城崎郡は管内の鹹水かんすい漁業者および水産製造業者で同三十七年（一九〇四）九月に城崎郡水産組合を設立した。

このころ（明治三十八年）竹野村の漁業、採藻税を賦課した世帯数は『竹野村議事録』によると、竹野八六・宇日三三・田久日四三・切浜二二・浜須井八・合計一九二世帯であった。

魚の販売と

漁獲物の販売は漁業者が仲買人または小売商人と、随意に商取引していたが、明治三十五年（一九〇二）ごろ、竹野村の與田福造、小高熊造の協同経営による魚問屋ができた。

同三十六年一月、竹野浜漁業組合が発足してからは、竹野村落の漁業者はこの問屋に漁獲物の販売を委託したが、宇日・田久日・切浜などの村落には各組長があり、漁獲物の販売は仲買人または小売商人と、随意に商取引をしていたが、同三十八年（一九〇五）ごろから協定が成り、漁獲物の販売はすべて魚問屋に委託することになった。

委託を受けた竹野の問屋は、汽車が開通（明治四十四年十月）するまでは、漁獲物は陸路人夫の背によつて、遠く往復一〇里（三九キロメートル）の豊岡市場に運び、大漁の時には「オツカケ」といい、船頭を雇つて海路運搬して、豊岡・出石方面の市場にかけた。またいっぽうでは仲買人の手を経て売買されることもあった。

この魚問屋への委託販売は長く続けられ、昭和十一年（一九三六）まで続いた（『竹野浜漁業組合の創立と沿革史』）。

漁船と漁業
技術の改良

明治二十六年（一八九三）城崎・美含郡役所の肝いりで改造漁船の視察を実施した。美含郡からは委員三名を派遣し、郡費七二円八四銭を支出した。

同年美含郡の三村連合漁業組合（竹野村・口佐津村・香住村）は、模範改良漁船建造のために千葉県から船

表74 補助金を受けた竹野村の新造漁船

年 度	船 数	補助金額
明 治 42 年	3 艘	152 円
〃 43 年	2	80
〃 44 年	2	90

(『兵庫県水産一斑』)

大工を招き、地元の船大工が指導を受けながら一艘を建造した。この改良漁船建造のために美含郡は一六〇円の補助金を支出した(『美含郡 決算書』)。この船の進水式は同二十七年(一八九四)に行なわれ、各漁業組合がこれを輪番に使って改良船の普及に努めた。

同二十九年(一八九六)四月一日、美含・気多・城崎郡が合併し城崎郡と改称し、同三十二年郡費で水産巡回教師を常置した。この教師によって漁業組合員は一層その技をねり、漁具漁法を改良し急速な進歩をとげた。また漁船の構造改良の研究の外、鯛すゐの製造改善指導などに努め大正十二年(一九二三)の郡制廃止まで続けられた(『事績録』〔城崎郡〕)。

漁船の改良の推進については「兵庫県漁業奨励規程」が明治四十一年(一九〇八)ごろに制定され、この規程に適合した漁船の新造には、造船費の二分の一以内の補助金が支給されることになった。このとき竹野村内で補助金を受けた新造船の数は表74の通りであった。

入会権の 竹野浜漁業組合は鯛大敷網の漁業権を取得し、これを明治四十年(一九〇七)には若狭国(福
 貸 付 井県)の人、同四十二年には土佐国(高知県)の人と北海漁業株式会社、同四十三年には京都

府加佐郡の人に貸付けた。竹野村の青年たちはこれらの網元に雇われて鯛大敷に従事した。翌四十四年には鯛二万五千尾の漁獲があったが、その後は不漁が続き廃止された(『竹野漁業組合 創立と沿革史』)。